

## 児童福祉審議会・第1回専門部会での主な意見

保育に関する現状・課題 と 都の説明	主 な 意 見
<p>【面積基準検討の趣旨について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域主権改革推進一括法案が成立した場合には、待機児童の解消に資するよう、条例で大都市東京の実情を踏まえた保育所の面積基準を定める必要がある。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔面積基準を緩和できる地域は、厚生労働省令で定められた基準に照らして厚生労働大臣が指定した地域に限定。待機児童解消までの一時的措置。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都はこれまで、大都市に見合った面積基準の緩和を国に提案要求してきたが、今回の地域主権改革推進一括法案は、それを一部実現するものであると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国会で継続審議中の地域主権改革一括法案には、大都市において、待機児童解消までの一時的措置ではあるが、居室面積基準を緩和できるという規定が含まれている。</li> <li>○ 待機児童の解消は喫緊の課題であり、更なる対策が必要である。そのためには、緊急一時的な対策も含めて、面積基準のあり方も含めた取組の強化が必要である。</li> </ul>
<p>【保育サービス拡充の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育サービスの整備率は、現在、就学前児童人口の32%であるが、潜在的ニーズも含めた需要は44%となっている。</li> <li>○ 東京都保育計画（H22～H26年度）に基づき、引き続き、保育サービスの拡充に積極的に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22～H26年度の5年間で、保育サービス利用児童数を3万5千人増</li> </ul> </li> <li>○ 待機児童は依然として増加しており、その9割が3歳児未満の低年齢児である。</li> <li>● 就業環境の変化や家庭、地域の子育て力の低下などを背景に、保育サービスはすべての子育て家庭に必要な普遍的サービスとなっている。保育を必要とするすべての人が利用できるよう、保育サービスを質・量ともに拡充していく必要があると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省が実施したニーズ調査をもとにした拡充策では足りない。他の研究事例からみても、潜在的待機児童数はさらに大きくなる。</li> <li>○ 国の「子ども・子育て新システム検討会議」では、保育に欠ける・欠けないに関わらず、すべての子供たちに必要な保育を提供する方向で議論されている。</li> <li>○ リーマン・ショックや地価下落による人口の都心回帰で待機児童の状況は変わっている。</li> <li>○ 保育所に入所できなくて困っている人たちをどうするのか、利用者の視点に立ってサービスを拡充することが必要である。</li> </ul>

保育に関する現状・課題と都の説明	主な意見
<p><b>【面積基準緩和の有効性について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東社協調査で、「面積基準緩和の予定あり」と回答した自治体が4つある。</li> <li>● 待機児童が多く、拡充策として面積基準を緩和したいと考える自治体があるならば、それが可能となるよう条件整備することが、広域自治体としての役割であると考えている。</li> <li>○ 現行基準内で最大限定員の弾力化をしても、待機児童は解消されない。</li> <li>○ 1歳児については、4割の施設が既に基準ぎりぎりの3.3㎡で運営されている。</li> <li>● 面積基準の緩和による定員増は、数字的には小さくても、即効性のある緊急対策として、的確にニーズに答えていくことが可能であり、重要と考えている。</li> <li>● 保育所等の新設だけでなく、現行の最低基準の範囲内でも、既存施設の定員拡充や定員弾力化を積極的に進めるよう、区市町村及び事業者に働きかけている。</li> <li>● その上でなお、待機児童が解消できない状況がある場合には、面積基準の緩和も有効な方策の一つになるのではないかと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面積基準の緩和を求めている自治体は少ない。</li> <li>○ 面積基準の緩和は、区市町村に自由度を与える選択肢の1つである。</li> <li>○ 面積基準の緩和により、待機児童が劇的に解消するわけではない。</li> <li>○ 待機児童対策を考える上では、明日の100人も大切だが、今日の1人も大切である。</li> <li>○ 基準の緩和で入所できる子供がごくわずかだとしても、1人でも多く入所できたほうがよい。</li> <li>○ 23区内、特に山手線内で保育所を整備するときに、区独自の上乗せ面積基準が足かせとなっている。</li> <li>○ 面積基準緩和のメッセージを送ることによって、上乗せ基準を設定している区市町村を多少でも誘導できるのであれば有効ではないか。</li> <li>○ 認可保育所の面積基準を横引いている家庭的保育事業（保育ママ）や事業所内保育のサービス量拡大にもつながるのではないか。</li> <li>○ 現行の最低基準の中でも、まだやれることはある。</li> </ul>
<p><b>【その他の待機児童対策について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業など、多様なサービスを組み合わせ、保育サービスの拡充を図ってきた。</li> <li>● 安心こども基金の活用と都独自の支援策（区市町村及び事業者負担の軽減）により、サービスの拡充に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭的保育やベビーシッターの活用、育児休業給付金の拡大、幼稚園の預かり保育の充実など、待機児童対策の多様な議論をするべき。</li> <li>○ 区市町村が現状でもやれることがあるのに、やれない原因として運営費負担の増大がある。区市町村の負担を軽減することで、まだやれることがある。</li> <li>○ 将来的には需要は減るけれども、とりあえずはやるという政策を出さなければならない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第2回以降の専門部会でさらに意見を伺う。</p> </div>

保育に関する現状・課題と都の説明	主な意見																	
<p>【居室面積の最低基準について】</p> <p>○ 認可保育所・認証保育所面積基準</p> <table border="1" data-bbox="186 474 1433 772"> <thead> <tr> <th></th> <th>認可保育所 (国最低基準)</th> <th>認可保育所 (都認可基準)</th> <th>認証保育所 (A型)</th> <th>認証保育所 (B型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>1.65㎡</td> <td rowspan="2">3.3㎡</td> <td rowspan="2">3.3㎡(※)</td> <td rowspan="2">2.5㎡</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3㎡</td> </tr> <tr> <td>2歳児以上</td> <td>1.98㎡</td> <td>1.98㎡</td> <td>1.98㎡</td> <td>1.98㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 年度途中は、1人当たり2.5㎡以上まで緩和</p> <p>○ 認証保育所の実績 = 平成13年度の創設以来10年の実績 施設数528所、定員17,307人(23区・24市・1町に設置)</p> <p>● 他県市の状況 = 神奈川県・横浜市・川崎市においては、0、1歳児1人当たり2.475㎡</p>		認可保育所 (国最低基準)	認可保育所 (都認可基準)	認証保育所 (A型)	認証保育所 (B型)	0歳児	1.65㎡	3.3㎡	3.3㎡(※)	2.5㎡	1歳児	3.3㎡	2歳児以上	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡	<p>○ 国の児童福祉施設最低基準では、最低基準を超えて、常に、その向上に努めることが規定されている。</p> <p>○ 都が条例で特別の面積基準を制定しても、より狭い面積に合わせるようにという基準ではない。</p> <p>○ 認可保育所で60年以上かけて運用されてきた最低基準で問題はないということは、重視すべき。これまで、3.3㎡でやってきた実績からすれば、今のところこれがベターである。</p> <p>○ 全社協の調査では、もっと平米数を増やすべきという考えも出ている。</p> <p>○ 子供の安全性や発達面への影響が危惧されることを理由に、既存施設の定員拡大をしない自治体がある。</p> <p>○ 安全あるいは子供の発達にとってどのくらいの面積が必要なのか、きちんとした学術研究があるわけではない。</p> <p>○ 60年以上前に決まった面積基準に具体的なエビデンスがあるわけではない。</p> <p>○ 都の認証保育所が10年近く、支障なく運営されてきた実績は大きい。</p>
	認可保育所 (国最低基準)	認可保育所 (都認可基準)	認証保育所 (A型)	認証保育所 (B型)														
0歳児	1.65㎡	3.3㎡	3.3㎡(※)	2.5㎡														
1歳児	3.3㎡																	
2歳児以上	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡														
<p>【保育の質について】</p>	<p>○ 保育の質については、面積よりも、保育の内容や保育士の資質、トレーニング・教育の内容などのほうが大事ではないか。</p> <p>○ 保育は99%保育士の能力にかかっている。どんなに環境が悪くても保育者さえよければ、いい保育ができる。</p> <p>○ 保育空間も保育士の資質も両方きちんと確保し、質を上げる努力をしていくべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>第2回以降の専門部会でさらに意見を伺う。</p> </div>																	